庁舎に必要な機能について

庁舎の整備にあたっては、現庁舎が抱える課題解決をはじめ市民の利便性向上などを図るため、次の基本方針のもと庁舎に必要な機能を検討していきます。

◇基本方針1 市民に親しまれ利用しやすい庁舎

機能名称	主な検討内容
(1)窓口•相談機能	 ・窓口機能は低層階に集約的に配置 ・ワンストップ窓口の導入 ・プライバシー保護に配慮した窓口ブースの設置 ・ゆとりある待合スペースの確保 ・案内表示の工夫や動線を考慮した配置 ・相談室や打合せスペースの適切な配置 など
(2)市民交流機能	・市民が自由に休憩や待ち合わせなどに利用できるスペースの確保・小規模イベントや展示、行政・観光情報等の発信など、多目的に利用できる空間構成や設備の検討など

◇基本方針2 市民の安心安全を守る災害に強い庁舎

機能名称	主な検討内容
(3) 防災拠点機能	・災害対策本部としての機能を備えた会議室等の設置 ・非常用自家発電設備等の整備 ・電気・機械関係設備やサーバー設備等の高い階層への配置 ・災害時の応急物資の保管場所や避難スペース等の確保 など

◇基本方針3 人と環境に優しい庁舎

機能名称	主な検討内容
(4)ユニバーサルデザイ ン·バリアフリー機能	 ・ユニバーサルデザインの導入 ・表示サイズや設置場所、配色に配慮した案内表示の導入 ・出入口等の段差解消や、ゆとりのある通路幅の確保 ・エレベーターの設置 ・多目的トイレをはじめ、チャイルドシートや手すり等の設置 ・授乳室やキッズスペースなどの設置 ・障がいのある方や高齢の方、妊娠中の方などの駐車場の確保 など
(5)省エネルギー等機能	・自然採光や建物の高断熱化、LED 照明の採用のほか、太陽光発電等の 導入など、省エネルギー化や自然エネルギーの活用 など

◇基本方針4 効率的で安全な庁舎

機能名称	主な検討内容
(6) 執務環境	・適切な規模の執務スペースを確保・オープンフロアやユニバーサルレイアウトの導入 など
(7) 防犯・セキュリティ機能	・来庁者の立入可能エリアの明確化や高い機密性が求められる場所への立入制限の徹底などセキュリティ機能の強化 ・執務室のオープン化等で死角を作らない空間の整備 ・死角になる場所への防犯カメラ等の設置 など

◇議会施設としての機能

議場等の整備にあたっては、経済性等を考慮するとともに、引き続き効率的で円滑な議会活動が行えるよう、議会側とも十分な議論を行い検討を進めていきます。